

障 福 第 5025 号
令和 7 年 3 月 2 1 日

各 位

大分市障害福祉課

訓練等給付の支給決定に係る認定調査の一部簡略化について（通知）

平素は本市の障害福祉行政にご理解，ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和6年度の厚生労働省事務処理要領の改正を受け、令和7年4月1日以降の申請受付分について、障害支援区分が不要な一部サービスの利用に限り、認定調査を簡略化し「簡易調査」を実施することといたします。「簡易調査」の場合、窓口に申請に来られた際に聞き取り等を行うため、事前予約はできません（簡易調査の詳細につきましては、別紙をご確認ください）。

なお、簡易調査を実施した場合も、支給決定には一定のお時間がかかりますので、余裕を持って支給申請やサービス等利用計画案の提出をお願いいたします。

大分市障害福祉課
障害福祉サービス担当班
TEL：097-537-5658

令和7年度からの訓練等給付等に係る認定調査の簡略化について

別紙

令和6年度の事務処理要領の改正を受け、大分市においては、令和7年4月1日以降の申請受付分は、障害支援区分が不要な一部サービスの利用に限り、認定調査を簡略化し以下の通りの取扱いとします。

- ・申請時に利用者本人が来庁いただくことで、申請受付と合わせてその場で20分程度の聞き取り（簡易調査）を行う。
- ・簡易調査は通所サービスが対象のため、原則ご本人が来庁できる時に合わせて申請受付、調査を行う（やむを得ず訪問調査を希望する場合は、申請書にその理由を詳しく記載してください）。
- ・受付時間：9時～17時（12時～13時は除く）

【簡易調査の対象サービス】

- ・訓練等給付（生活・機能訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型、宿泊型自立訓練、就労定着支援） ※R7.10開始の就労選択支援も含む

※簡易調査で上記サービスを支給決定した後、障害支援区分が必要なサービスを追加する場合は必ず認定調査（一次調査）から必要となります（簡易調査をもって調査済とはなりません）のでご注意ください。

※共同生活援助、自立生活援助、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、地域生活支援事業（移動支援事業、地活Ⅱ・Ⅲ、訪問等入浴）は障害支援区分が不要なサービスですが、直近で障害支援区分の取得を希望されることが多い等の理由から、簡易調査ではなく、認定調査を必須とします。

【その他留意事項】

- ・1度に2名以上お連れいただいた場合も当日の簡易調査の実施は1名のみ対応とさせていただきます。他の申請者等もいらっしゃいますので、ご協力お願いいたします。
- ・簡易調査の結果や提出された計画案を踏まえ審査に2～3週間かかりますのでご了承ください（調査当日に支給決定はできません。）。

【参考・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）】 ※令和6年4月改正

3 支給決定及び地域相談支援給付決定の流れ
(略)

(15) 訓練等給付について

…(略) 必ずしも認定調査の調査項目に係る調査の実施は要しないが、支給決定の際には、障害者等の身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳等に記載されている障害の状況又は疾病名のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する必要があることから、たとえば、認定調査の調査項目を活用しつつ本人や家族、相談支援専門員等からの聞き取りを行うなど、市町村において必要な調査を行い障害の程度を含めた心身の状況を把握する。